



森田 朋子

MORITA Tomoko

准教授 人文学部歴史地理学科

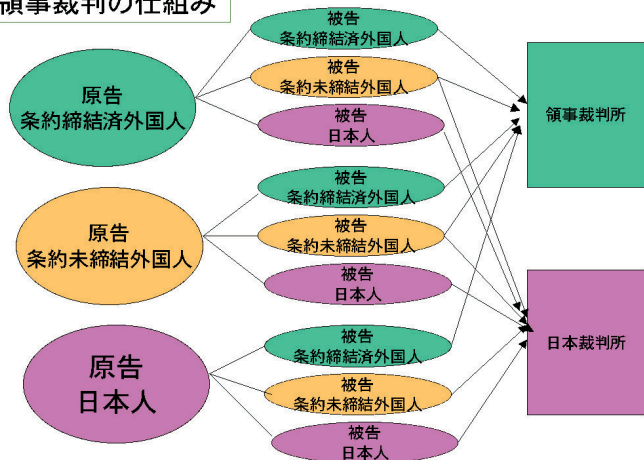
【学位】博士(人文学)(お茶の水女子大学)

【学歴】お茶の水女子大学大学院人間文化研究科

専門分野 幕末維新史

研究テーマ 19世紀における領事裁判を中心とした外国人問題

領事裁判の仕組み



研究紹介

1) 領事裁判にかかわる問題

幕末の日本が諸外国と交際を始めたとき、条約には領事裁判権が明記された。このような条約は「不平等条約」と呼ばれるが、領事裁判権の譲渡によって、実際にはどのような問題が起きたのだろうか。外国人はこの特権を使って、不正を働いたり、横暴な行動をしたりしていたという固定イメージを検証しながら、当時の国際関係を考えていく。

2) マリア・ルス号事件と芸娼妓解放令

条約を締結していない場合は、外国人被告による犯罪の裁判は日本がおこなっていた。明治5年、清国人苦力対ペルー人船長によって争われたマリア・ルス号事件裁判は、国際的にも脚光を浴びた事件である。日本国内では芸娼妓解放令との関係で考えられることが多いが、遊女は外交問題の中でも大きな問題である。